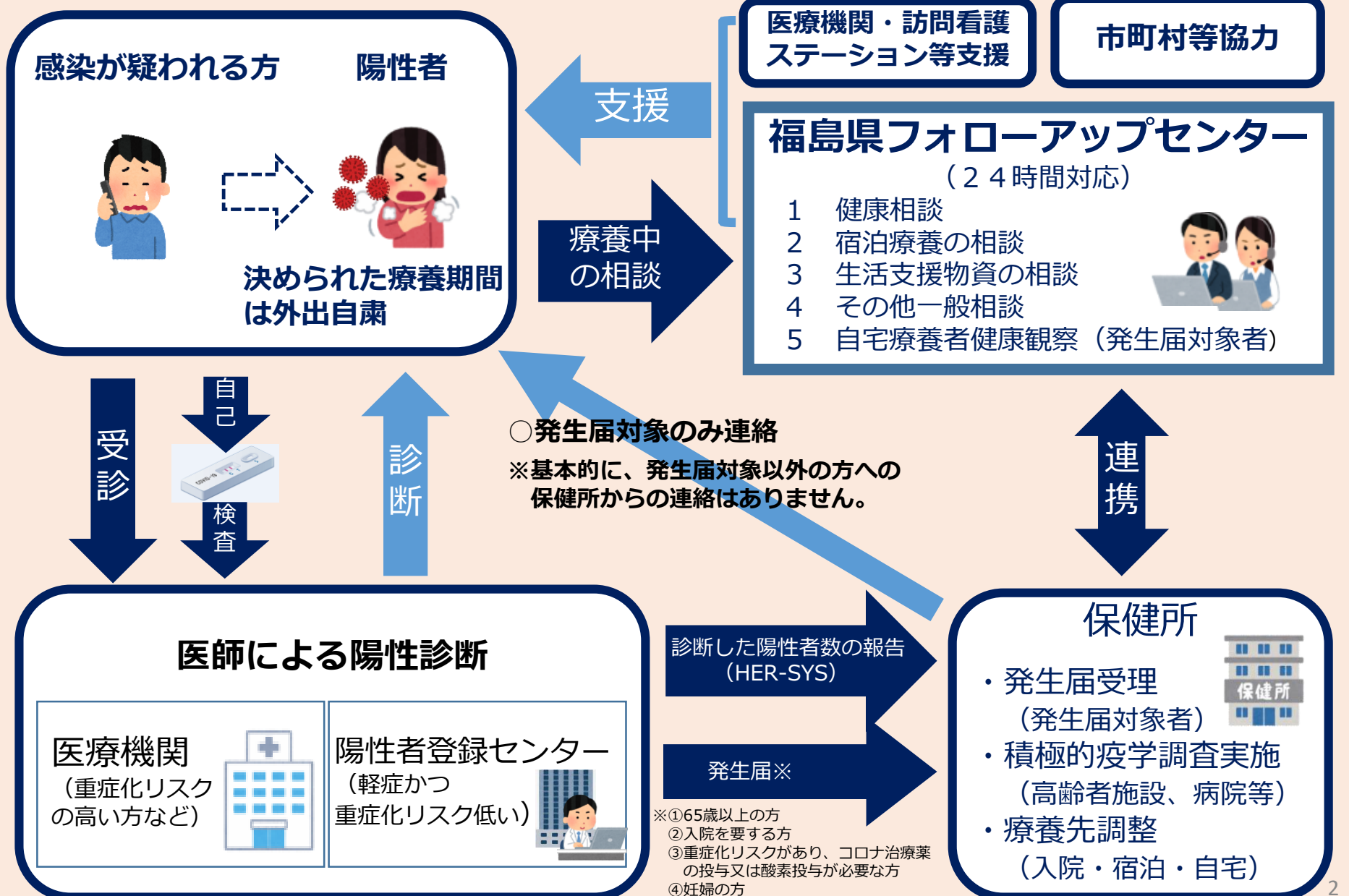
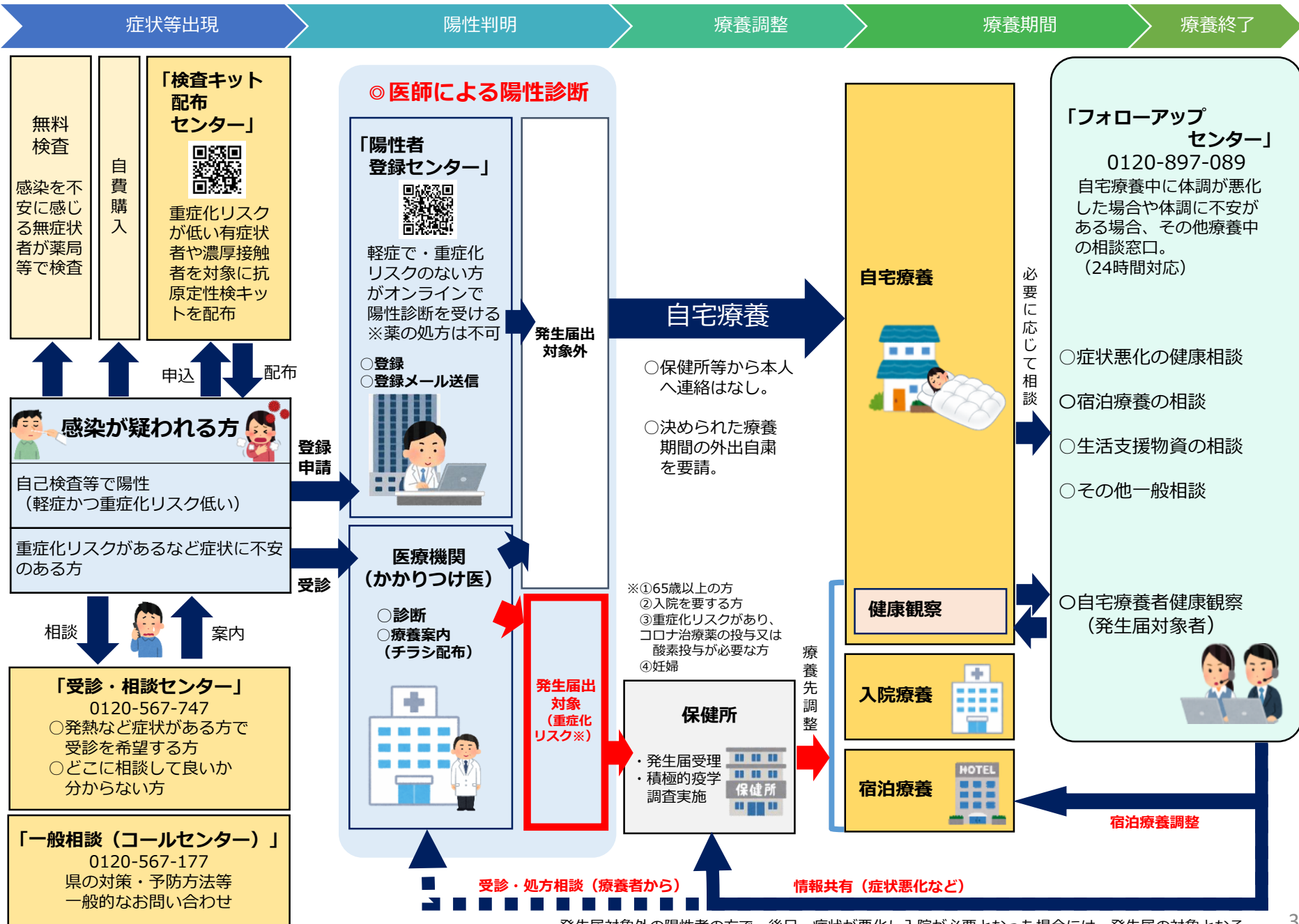


見直しのポイント

- ✓ 全数届出の見直しを「**令和4年9月26日（月）**」開始
 - 省令改正（全国一律による見直し）
- ✓ 医療機関から提出される「**発生届の対象者の限定**」
 - 重症化リスクのある方などの4類型に限定 ①65歳以上の方 ②入院を要する方 ③重症化リスクがあり、コロナ治療薬の投与又は酸素投与が必要な方 ④妊婦の方
- ✓ 発生届出の有無に関わらず、陽性者には「**療養期間中の外出自粛**」
濃厚接触者には「**決められた期間の自宅待機**」をお願い
 - 法律（感染症法第44条の3）に従い、外出自粛をお願いいたします。
 - 療養期間中は、外出を控え、人との接触を避けていただくようお願いいたします。
- ✓ 発生届の有無に関わらず、「**体調悪化時の相談体制**」「**支援体制**」を継続
 - フォローアップセンター、診断を受けた医療機関、かかりつけ医による相談対応
 - 宿泊療養・生活支援・健康相談等、必要な支援は継続
 - 発生届対象外の方で、支援を必要とする方の情報については、本人等の申し出（陽性であることが推定される書類などを含む）等により把握
- ✓ 「**陽性者数の把握・公表方法の変更**」
 - HER-SYSのシステム改修により、医療機関毎に年代別総数を簡易に報告
 - 医療機関所在地を管轄する保健所別陽性者数の公表へ変更

患者支援の流れ





発生届対象外の陽性者の方で、後日、症状が悪化し入院が必要となった場合には、発生届の対象となる。

